

ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案要綱

第一 ガス事業法の一部改正

一 液化天然ガスの調達の要請

経済産業大臣は、ガスの安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、ガスの製造の用に供する液化天然ガスの調達が特に必要であり、かつ、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）以外の者による調達を困難とする特別の事情があると認めるときは、機構に対し、当該液化天然ガスの調達を要請することができるものとする。

（第百六条の二関係）

二 ガスの使用制限等

1 経済産業大臣は、ガスの需給の調整を行わなければガスの供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者若しくは一般ガス導管事業者（以下「ガス小売事業者等」という。）からガスの供給を受ける者に対し、その使用するガスの量の限度を

定めて、ガス小売事業者等が供給するガスの使用を制限すべきこと又はガス小売事業者等から新たにガスの供給を受けようとする者に対し、新たに供給を受けるガスの量の限度を定めて、ガス小売事業者等から新たにガスの供給を受けることを制限すべきことを命じ、又は勧告することができるものとすること。
(第百六条の三第一項関係)

2 経済産業大臣は、二の1の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等からガスの供給を受ける者に対し、ガス小売事業者等が供給するガスの使用の状況その他必要な事項について報告を求めることができるものとする。
(第百六条の三第二項関係)

三 罰則

二に係る違反行為をした者について罰則を措置するとともに、罰則規定について所要の改正を行うこと。
(第百零二条第十一号及び第百零一条第七号等関係)

第二 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部改正

一 業務の範囲

機構は、第一の一の規定による液化天然ガスの調達を行うことができるものとする。

(第十一条第二項第三号関係)

二 区分経理

一に掲げる業務について、区分経理を規定すること。

(第十二条第一号関係)

三 長期借入金及びエネルギー・金属鉱物資源債券

機構は、一に掲げる業務に必要な費用に充てるため、長期借入金をし、又はエネルギー・金属鉱物資源債券を発行することができるものとする。

(第十四条第一項関係)

第三 附則

1 この法律の施行期日について必要な規定を設けること。

(附則第一条関係)

2 この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めること。

(附則第二条及び第三条関係)

3 関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第四条及び第五条関係)